

《 公共下水道区域内の特定事業場のみなさまへ 》

下水道法の一部が改正され、 事故時の措置が創設されました。

(特定事業場において、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生した場合における応急の措置、及び公共下水道管理者への届出の義務付け)

有害物質等流入事故とは

- ・ 自然災害等、発生原因を問わず、特定事業場内において、除害施設等の機能の停止や低下、貯蔵タンクや配管等の破損、又は操作ミス等により、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入するような事態です。

これまでの対応（平成17年10月以前）

- ・ 特定事業場からの事故の届出は、事業者の自主性に委ねられていました。
- ・ 事故への対応や連絡が遅れたため、下水道施設に被害が生じたこともありました。

下水道法改正後の対応（平成17年11月以降）

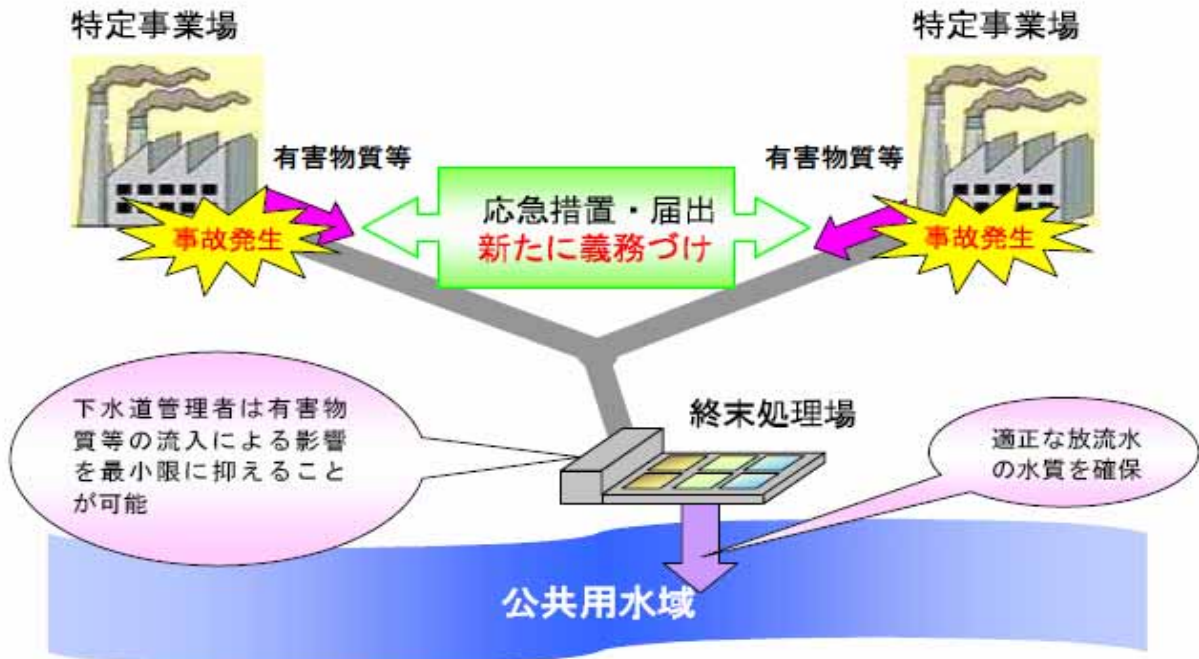
- ・ 下水道法第12条の9の改正により、特定事業場における事故時の措置が義務付けされます。

特定事業場で事故が発生した場合には、事故時の応急の措置、及び公共下水道管理者への届出が必要です。

適切な応急の措置が講じられていない場合は、公共下水道管理者が応急の措置を講ずるよう命じることがあります。

上記の措置の命令に違反した場合、罰則が適用されます。

事故時の措置のイメージ (下水道法第12条の9)



事故時の措置の対象となる物質及び油	
水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類	
カドミウム及びその化合物	シス-1,2-ジクロロエチレン
シアン化合物	1,1,1-トリクロロエタン
有機燐化合物	1,1,2-トリクロロエタン
鉛及びその化合物	1,3-ジクロロプロペン
六価クロム化合物	チウラム
砒素及びその化合物	シマジン
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	チオベンカルブ
ポリ塩化ビフェニル	ベンゼン
トリクロロエチレン	セレン及びその化合物
テトラクロロエチレン	ほう素及びその化合物
ジクロロメタン	ふっ素及びその化合物
四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン	ダイオキシン類
水質汚濁防止法施行令第3条の3各号に掲げる7種類の油	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	

特定事業者のみなさまへのお願い

事前の準備

事故が起きたときに、事故に関する情報を集約して公共下水道管理者に連絡・届出をする管理担当者を定めてください。

事故時の応急措置、及び事業場内での緊急連絡体制をあらかじめ、定めておいてください。

事故が起こったときに、応急に対処できる品(ウエス、古い毛布、土のう、中和剤など)を用意しておいて下さい。

薬品タンクから薬品が漏洩したときに、下水道や河川に流出しないように防液堤や地下ピットを設置するなど、事前対策を実施しておいて下さい。

事業場内において、配管・ポンプ・バルブ・フランジ等が老朽化して、破損の恐れがあるような箇所がないかを点検し、必要な修繕をしておいて下さい。

やむなく事故が発生した時

事業場内で有害物質、油等が流出した場合には、事業所内に備えているウエス、古い毛布、土のう等でただちにそれ以上の流出を防止する措置をしてください。

管理担当者は、流出した物質の種類と量、流出した時刻など情報をできるだけ収集して、すみやかに次のページに掲載している行政機関に連絡をしてください。

事故時の連絡先

茨木市建設部下水道課

TEL 072 - 620 - 1665

(公共下水道への流入がある場合)

茨木市産業環境部環境保全課

TEL 072 - 620 - 1646

(公共用水域等周辺環境に影響を与える可能性がある場合)

夜間または休日の場合

茨木市役所 守衛室

TEL 072 - 622 - 8121〔代表〕

改正された下水道法の抜粋

(事故時の措置)

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。